

芦屋市告示第156号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により特定工程及び特定工程後の工程を指定するので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の11の規定により、次のとおり公示する。

平成28年12月1日

芦屋市長 山中



記

1 中間検査を行う区域

芦屋市全域。この場合において、建築物の敷地が他市にわたるときは、敷地の過半が芦屋市に属する場合にあっては中間検査を行う区域に含み、敷地の過半が他市に属する場合にあっては中間検査を行う区域から除く。

2 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

新築、増築又は改築に係る部分が、次に掲げる構造、用途又は規模のものとする。

- (1) 木造又は木造と木造以外の構造とを併用する構造の一戸建ての住宅、兼用住宅、長屋又は共同住宅で、2以上の階数を有するもの
- (2) 法別表第1(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物(共同住宅を除く。)で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、かつ、3以上の階数を有するもの(地階を除く階数が2以上であるものに限る。)
- (3) 法第7条の3第1項第1号の適用を受けるもの

3 特定工程及び特定工程後の工程

(1) 基礎工事に関する特定工程

	主な構造	特定工程	特定工程後の工程
(1)	木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造(階数2以下の建築物を除く)	基礎(基礎ぐいを除く)に鉄筋を配置する工事の工程	基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程
(2)	(1)以外の構造		

備考

複数の工区に分けて施工する場合において、工程を2以上に分けて施工するものは、いずれか早期に終了する工区の工程を特定工程とする。

- (2) 建て方工事に関する特定工程(法第7条の3第1項第1号の適用を受けるものを除く。)

	主な構造	特定工程	特定工程後の工程
(1)	木造	柱、はり及び筋かいの建て方工事(枠組壁工法、木質プレハブ工法又は丸太組構法の場合は耐力壁の設置工事)	壁の外装工事又は内装工事
(2)	鉄骨造	1階の鉄骨の建て方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事又は壁の外装工事若しくは内装工事
(3)	鉄筋コンクリート造	2階のはり及び床の配筋工事。ただし、当該工事を現場で行わないものは、2階の床版の取付け工事	2階のはり及び床のコンクリート打込み工事。ただし、当該工事を現場で行わないものは、2階の柱又は壁の取付け工事
(4)	鉄骨鉄筋コンクリート造	1階の鉄骨の建て方工事	柱又ははりの配筋工事
<p>備考</p> <p>この表の主な構造欄に掲げる複数の異なる構造を併用する建築物で、(1)から(4)までの2以上の工程を含むものにあつては、(1)の工程が含まれるものは(1)の工程を、それ以外のものはいずれか早期に終了する工程を特定工程とする。また、複数の工区に分けて施工する場合において、(1)から(4)までのいずれかの工程を2以上に分けて施工するものは、いずれか早期に終了する工区の工程を特定工程とする。</p>			

#### 4 適用除外

次に該当するものについては、この告示の規定は適用しない。

- (1) 法第68条の20第1項の適用を受ける建築物
- (2) 法第85条の適用を受ける建築物
- (3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項の規定により建設された住宅に係る住宅性能評価書(同法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書に限る。)の交付を受ける建築物

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成25年芦屋市告示第189号は、廃止する。
- 3 この告示は、平成29年4月1日以後に法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認の申請書が受理された計画及び法第18条第2項の規定による計

画の通知がなされた計画に係る工事中の建築物について適用し、同日前にこの告示による廃止前の告示（平成25年芦屋市告示第189号）により特定工程及び特定工程後の工程を指定されていた建築物については、なお従前の例による。